

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 大学入学金と贈与税

Q: 私の長男は、高い入学金で有名な医科大学へ入学することになりました。

親が入学金を出してやると子供に贈与税がかかるかと聞いたことがあるのですが、本当でしょうか。

A: 入学金は学校側が受け取るものであり、子供がもらったものではありませんので、子供に贈与税がかかることはありません。

【解説】

扶養義務者相互間において、生活費や教育費に充てるために行われた贈与によって取得した財産のうち、通常必要とみとめられるものについては、贈与税は課税しないこととされています。

しかし、親からもらった下宿代や授業料名目の金銭を預貯金として積み立てたり、株式の購入資金に充当したりした場合には、贈与税がかかりますので、生活費や教育費は、必要な都度、必要な分だけ渡すようにしましょう。

ところで、ご質問は、子供が入学した大学の入学金を親が出した場合ですが、この入学金は子供が入学できることを条件に、大学側が受け取るもので、子供がもらったものではありません。親は、大学で勉強できる機会を子供に与えたに過ぎず、その勉強できる利益は金額で算定できる性格のものではなく、入学金相当額についての親子間の贈与の関係は成り立たないものと思われま

